

事業主ニ於テハ家敗其ノ他重ナル物權ハ何レモ債權者ニ讓渡
シテ事業継続ノ能力ナシ到底共働者ノ要求ニ応シ難シ福日辯護
士シシテ争議團トノ交渉ニ當ラセ居ルカ争議團側ノ態度強
硬ナルヲ以テ本月十三日具体的対象ニ就テ協議シタル結果左
案ヲ作製近シ争議團側ト会见折衝ノ決定ナリ

(1) 解雇弁當トシテ十円支給スルコト
(2) 本月中船又ニ船シ賃與スルコト
共 労働者側

日本運輸労働組合 関田要助等ノ為接ノ下ニ自來船内ニ於テ折
久戦ヲ経續スル意圖ニテ事業主案ニテハ答認セサル状勢ニシ
テ態度強硬ナリ
右及申(通)休假也

5. 10. 31
1848

昭和五年十月三十日

警視總監 丸山 鶴 吉

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長 官殿

大田回漕店労働争議ニ關スル件

(解決)

要旨 船夫二名ニ對シテ金控用ヲ解雇手當トシテ支給シ田湯解決

右回漕店ニ於テハ元說ノ通十月廿八日労働會見ノ上争議田湯解
決條条及申(通)一報條也

記

十月廿八日午前十一時三十分ヨリ事業主側大田重吉、福島正仁
船主側ヨリ船頭亥三、沢島庄太郎會見ノ上事業主側ハ全解雇者